

狛江市地域公共交通計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、狛江市内の公共交通の現状、地域の実情等を把握し、課題の整理を行い、今後の地域公共交通の目指す姿を設定したうえで、施策・KPIを設定し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」）」に基づく「地域公共交通計画」の策定の支援を行うことを目的とする業務である。

(2) 概要

- (ア) 業務名 狛江市地域公共交通計画策定支援業務
- (イ) 業務内容 別紙業務委託仕様書による
- (ウ) 履行期限 令和10年2月25日（金）
- (エ) 委託者 狛江市
- (オ) 実施方式 公募型プロポーザル
- (カ) 業務範囲 本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、狛江市の判断により契約締結時において、事業者が提案した内容を追加し、又は変更できることとする。また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容、契約額等の調整を行うことがある。

2 プロポーザル方式の採用理由と導入効果

活性化再生法第5条に基づく、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に向けた計画策定の支援であり、専門性、創造性、企画力、また同種の事業の実績を有するほか、狛江市の地域性、状況、交通課題等を深く理解し、計画を立案することができる事業者を選定する必要がある。

以上のことから、公募型プロポーザル方式を採用するものである。本方式による具体的な導入効果については以下のとおりとする。

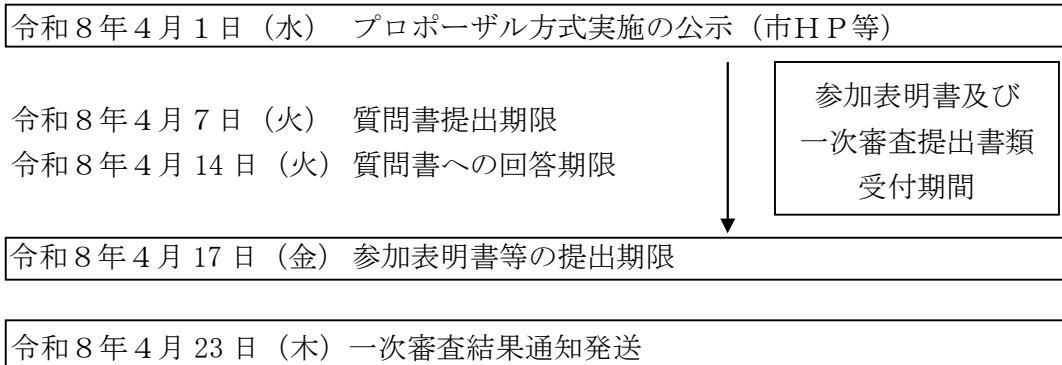
- (1) 本業務は、他地域の事例との比較により、当市に最適な地域公共交通の方針を多角的に検討することが必要である。そこで、プロポーザル方式により、民間事業者等からの様々な提案や、専門的な知識、技術、経験等を比較し、より適当な事業者を選定することができる。
- (2) 業務の自由度をある程度確保した中で、専門的知見と創意工夫に富んだ多様な提案を比較・検討することにより、地域に則した柔軟で実効性のある提案を選定することが可能となる。

3 事務局

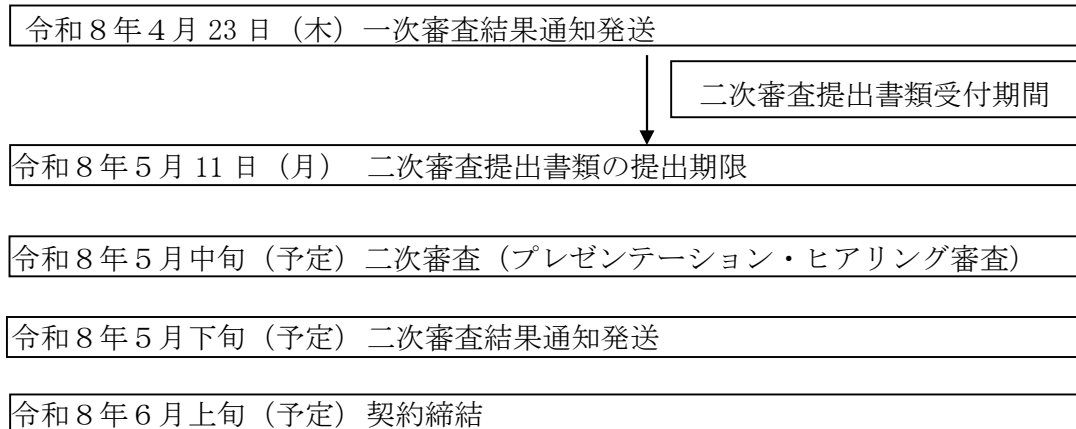
狛江市 都市建設部 道路交通課 交通対策係
〒201-8585 東京都狛江市和泉本町1-1-5
電話：03(3430)1111(代表)
03(3430)1314(直通)
メール：koutsuukkr@city.komae.lg.jp

4 日程

(1) 一次審査



(2) 二次審査



5 参加資格

(1) 参加者に要求される資格

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (イ) 参加表明書等を提出した日から業務を委託する技術的に最適なものと特定する日までの間に、狛江市指名停止基準(平成10年7月27日市長決裁)による指名停止を受けていないこと。
- (ウ) 参加表明書等の提出日から契約の相手方を確定させる通知をする日までの間に、狛江市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年要綱第49号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (オ) 管理技術者は、技術士「総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）」又は「建設部門（都市及び地方計画）」の資格を有し、登録を行っている者であること。

（2）参加者に求める資質

- (ア) 従来の固定観念に捉われず、柔軟な発想力を持っていること。
- (イ) 地域公共交通計画のノウハウを有していること。
- (ウ) 国、都、近隣・先進自治体の公共交通施策の動向を熟知していること。
- (エ) 地域の特性を理解していること。
- (オ) コスト縮減やコスト管理能力があること。

6 提出書類等

- (1) 一次審査前 審査前に質疑を行う場合は、以下の様式を使用すること。

様式	書類名
様式 1	質問書

- (2) 一次審査時 以下の書類を提出すること

- (ア) 共通提出書類

様式	書類名	部数
様式 2	参加表明書	1 部
	会社概要書及びパンフレット	6 部

- (イ) 事業者の提出物

様式	書類名	部数
様式 3	管理技術者及び担当者の経歴（資格・地域公共交通計画の策定業務実績・都市計画等 ^{※1} に関連する業務実績・手持ち業務量）。なお、管理技術者及び担当者それぞれ作成すること	6 部
任意	管理技術者及び担当者による地域公共交通計画の策定業務実績・都市計画等に関連する業務実績資料（1 物件につき A 4、1 枚程度）	

- ※1 活性化再生法第 5 条第 6 項に規定される都市計画等及び都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条に規定される立地適正化計画を示す。以下、同じ。

(3) 二次審査時

(ア) 以下の書類を様式に従って提案書を作成し、提出すること。

様式	提案テーマ	部数
任意	1. 狛江市における公共交通の現状診断と目指すべき姿の設定方法 「利用対象者に応じた交通資源（財源、輸送力等）の最適配分」として、これまでの狛江市地域公共交通会議の議論及び別紙「仕様書」を踏まえ、現状把握、調査、課題の洗い出し方法、それを踏まえた目指すべき姿の設定方法を提案すること。 ・上記の方法をどのように導き出したのか ・どのような情報を調査・分析するか 等	6部
	2. 地域公共交通計画の提案 ・1.により十分に行った現状診断等を踏まえ、交通ネットワーク、具体的な施策等を含む地域公共交通計画の提案 ・設定する施策の事例の紹介 ・計画策定後のモニタリング（評価・検証の方法） 等	
	3. 業務計画 ・業務の実施方針 ・業務工程 ・業務実施体制 等	

※提案書には各書類名が分かるように記載すること。

(イ) その他

様式	書類名	部数
任意	見積書（内訳等を記載すること）	1部

7 評価基準

(1) 一次審査（書類審査）の評価基準（計20点）

評価項目	留意点	評価点
1. 基本計画の実績評価	・地域公共交通計画の策定業務実績 ・都市計画等に関連する業務実績	10点 5点 計15点
2. 繁忙度	・管理技術者及び担当者の手持ち業務量	5点

(2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の評価基準（計 80 点）

基本計画策定のテーマ	留意点	評価点
1. 狛江市における公共交通の現状診断と目指すべき姿の設定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狛江市の現状把握の方法が妥当であるか ・ 市民や公共交通の利用者のニーズ把握（調査）が適切かつ効果的であるか ・ 現状把握、調査を踏まえた課題洗い出しが妥当であるか ・ 交通事業者をはじめ関係者の目線を踏まえた提案であるか ・ 人流データの分析等、客観的なデータも活用しているか ・ 市内に限らず、広域的な目線を持った提案であるか 	30 点
2. 地域公共交通計画の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの狛江市地域公共交通会議の議論を踏まえた提案がなされているか ・ 国土交通省「アップデートガイドンス」を踏まえた構成となっているか ・ 具体的かつ実現可能な提案がなされているか ・ 地域に根ざした提案がなされているか ・ 市民等に対してわかりやすく伝えるための手法が含まれた提案がなされているか ・ 積極的な提案がなされているか 	30 点
3. 業務計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託者との協議を重視した業務計画になっているか。 ・ 実績・ノウハウを有した業務の実施体制となっているか。 ・ 柔軟な発想力を持ち、効果が高い提案がなされているか。 ・ 業務を実施するにあたり、妥当な業務工程となっているか。 	20 点

見積書

	上限金額
令和 8 年度	14,982,000 円（税込）
令和 9 年度	6,963,000 円（税込）
合 計	21,945,000 円（税込）

8 書類の提出

(1) 質問の受付

(ア) 質問は、文書（様式 1）にて作成の上、電子メールにより受け付ける。

① 質問の受付先：事務局（3 参照）

② 質問受付期間：令和 8 年 4 月 1 日（水）9 時から令和 8 年 4 月 7 日（火）17 時まで

- (イ) 質問の提出メールの件名は「【質問】西暦年月日+社名」とする
(例：【質問】20260407 株式会社〇〇)。
- (ウ) 質問メールを受取後、担当部署により 24 時間以内（土日祝の前日の場合は翌営業日中）に送信元へ確認メールを送信する。確認メールが届かなかった場合には、事務局（3 参照）に電話で確認すること。
- (エ) 質問に対する回答は、令和 8 年 4 月 14 日（火）までに狛江市ホームページに掲載する。なお、質問者が特定されると思われる内容は掲載しない。

(2) 審査書類の提出

- (ア) 提出部数 6 (2) 及び (3) 参照 (写真はカラーコピーとしてもよい)
- (イ) 提出場所 事務局へ提出 (3 参照)
- (ウ) 提出期限 参加表明書・一次審査：令和 8 年 4 月 17 日（金）17 時
二次審査：令和 8 年 5 月 11 日（月）17 時
- (エ) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便のみとし、上記日程必着）のこと。

9 提出書類作成及び留意事項

(1) 共通事項

提出書類等の作成に要する費用、旅費、その他本プロポーザルへの参加に要した一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 参加表明書及び一次審査書類の作成

- (ア) 参加表明書及びその他の提出資料は、6 (2) の様式を参照すること。
- (イ) 用紙の大きさは A 4 サイズとする。

(3) 二次審査書類の作成

- (ア) 提案書作成上の基本的事項
提案書は、地域公共交通計画策定における取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。具体的な地域公共交通計画の策定支援は、契約後に提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、市が提示する資料に基づいて市と協議の上、開始することとする。
- (イ) 提案書の作成方法
6 (3) で作成する資料は、提案者としての考えを、読みやすく簡潔にまとめ、A 3 サイズで 3 枚（片面印刷）とする。提案者を特定できる事項（社名等）は記載しないこと。
- (ウ) 参考見積書に記載する本業務委託費用の上限は、令和 8 年度 14,982,000 円（税込）、令和 9 年度 6,963,000 円（税込）、合計 21,945,000 円（税込）とする。
- (エ) 提案書の内容は、過去の検討内容にとらわれる必要はないが、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

(4) 失格事項

参加表明書又は提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがある。

- (ア) 提出方法、提出先、受領期限、上限金額に適合しないもの。
- (イ) この実施要項に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (オ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (カ) 虚偽の内容が記載されているもの。なお、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (キ) この実施要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

(5) 提出物の取扱い等

- (ア) 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (イ) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。
- (ウ) 本プロポーザルに提出された書類の提出後の内容の変更は認められない。
- (エ) 提出された参加表明書等は、返却するものとする。ただし、委託事業者として採用されたものは除く。
- (オ) 提案書類等の作成のために狛江市より受領した資料は、狛江市の了解なく公表・使用することはできない。

10 選定方法

本プロポーザルに係る一次審査は書面審査とする。二次審査はプレゼンテーション・ヒアリング審査とし、事業者選定審査会で審査し、会議は非公開とする。

(1) 一次審査（書類審査）

参加表明書及び提出書類に基づき書類審査により評価し、「1. 基本計画の実績評価」の得点が著しく低い場合は対象外とする。また、その場合において事業者の数が5者以上の場合は、点数の高い順に5者を選定する。

一次審査の結果は、審査終了後、全ての事業者に令和8年4月23日（木）までに書面により発送し、通知する。

なお、一次審査通過者に対しては、二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の日程、実施方法等を併せて通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

提案書等一式に基づき、プレゼンテーションを行い、その後、審査員が質疑を行った上で各委員が評価項目ごとに評価を行う。二次審査の留意事項は以下のとおりとする。

- (ア) 所要時間は説明15分とし、質疑応答15分とする。

- (イ) 説明者は様式3に記載した者の中から4名以内とする。
- (ウ) 説明資料は、提出した提案書のみを使用することとし、追加資料は受理しない。一次審査の提出書類の内容について、二次審査のヒアリングで確認することがある。ただし、書類のみでは分かりにくい点については、映像等を使用して提案内容が分かるように説明してもよいものとする。また、既に提案しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよいものとする。
- (エ) プロジェクター及びスクリーンは狛江市が準備することとし、プロジェクターの型番はEPSON EB-535Wである。それ以外の機器は各自が用意するものとする。
- (オ) 二次審査の順番は、提案書の到着日順（郵送の場合は消印で確認）とし、同時の場合は、参加表明書の到着順とする。

(3) 事業者選定審査会

二次審査は次の6名の委員により構成される事業者選定審査会が行う。

区分	所属等
市職員	企画財政部長
市職員	都市建設部長
市職員	政策室長
市職員	まちづくり推進課長
市職員	まちづくり事業課長
市職員	道路交通課長

(4) 委託事業者の候補の決定

評価点（一次審査及び二次審査の合計点）が最も高い者を委託事業者の候補として、次に評価点が高い者を次点候補者として決するものとする。ただし、同点の者が生じた場合の順位は、審査会が定める重点項目（1. 狛江市における公共交通の現状診断と目指すべき姿の設定方法）の評価点が高い事業者をより高い順位とする。

審査結果については、提案者全てに対して令和8年5月下旬に書面で通知する。併せて、市ホームページで公表する。

11 契約手続き等

(1) 契約

- (ア) 二次審査の結果に基づき、狛江市（以下「委託者」という。）と特命随意契約を行う。契約額は提出された見積書（上限額は9（3）に記載）の金額とする。
- (イ) 参加者が、狛江市における指名停止又は指名停止措置を受けた場合は契約を締結しないこととし、この場合委託者は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- (ウ) 業務内容は、別添仕様書に示すとおり。

(2) 留意事項

- (ア) 本プロポーザルは、本業務に適した技術力や創造力、問題解決力に優れた者を選定するものであることから、受託者は、業務の内容について委託者等と十分協議の上、業務を進めることとする。なお、受託者は本計画の関係者等と協議、協力の上、業務を行うこと。
- (イ) 本業務の実施にあたる者は、様式3に記載の者とし、原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等の特別な場合を除く。また、委託者が、当該業務の担当者を不適切と判断した時は、受託者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。
- (ウ) 本業務は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を前提としていることから、その状況により内容を変更する場合がある。